

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 17 日（金）第2906号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定管理者の変更事項の届出（森林経営課取扱い） 1
 ○保安林の指定予定の通知（4件）（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 3
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 6

公 告

- 平成25年度毒物劇物取扱者試験公告（薬務課取扱い） 6
 ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 8
 ○平成25年度家畜商講習会開催公告（畜産課取扱い） 8

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 17

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決申請事案に係る公示による通知（収用委員会取扱い） 18

告 示

鹿児島県告示第601号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により、森の研修館がごしまの指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金
鹿児島市山下町9番15号
- 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	財団法人鹿児島県林業担い手育成基金	公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第602号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町下財部字小坂ノ元6112番18, 6112番19, 6112番44, 6112番59, 字吹切6194番11から6194番13まで, 6194番16, 6194番20, 6195番2, 6196番23, 6196番35
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於郡大崎町岡別府字早馬922番4, 925番1, 926番, 926番2, 927番1, 持留字東262番, 263番1, 264番2, 269番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市新栄町1707番1, 1711番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第605号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡東串良町岩弘字段ノ平1876番4，1878番15

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第606号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

鹿屋市吾平町上名字白目牟田68番2，68番4，字村前3816番1，吾平町麓字上床5380番1・字松吹6079番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。），字砂ヶ野6283番，6287番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市末吉町南之郷字井ノ上野久尾8343番2，曾於郡大崎町井俣字平良宇都1577番，1579番1，野方字池ノ段1913番，持留字東299番1，299番2，字五反田337番2，字柴立366番1，367番8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに曾於市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町後田字西永野4136番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第609号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスゆとりの里	指宿市西方447-1	株式会社今宮	指宿市東方1778番地	今奈良 孝	平成25年4月8日	通所介護
デイサービスはまゆう	西之表市住吉3317番地	有限会社尽	西之表市住吉3317番地	若林 剛士	平成25年4月15日	通所介護
デイサービスなのはな	曾於市末吉町南之郷4354番地2	株式会社オアシス	曾於市末吉町南之郷4354番地2	重留 和美	平成25年4月24日	通所介護
デイサービス太陽の丘	鹿屋市今坂町12557-1	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405-47	郷原 建樹	平成25年5月1日	通所介護
デイサービスセンターリハシップあい隈之城	薩摩川内市山之口町4747番1	有限会社リハシップあい	出水市米ノ津町429番地	川本愛一郎	平成25年5月1日	通所介護
デイサービスセンターひわきの郷	薩摩川内市樋脇町塔之原2670番地1	株式会社心和	薩摩川内市樋脇町市比野2649番地2	牧之瀬たつ子	平成25年5月1日	通所介護
みつばちデイサービス	曾於市末吉町上町四丁目9番3	SHINカンパニー合同会社	曾於市末吉町上町四丁目9番3	谷口 伸隆	平成25年5月1日	通所介護
デイサービス和顔施	南さつま市金峰町浦之名1430番地	社会福祉法人博楽福祉會	南さつま市金峰町浦之名1430番地	石堂 博司	平成25年5月1日	通所介護
デイサービスあんしん	西之表市鴨女町50番地10	合同会社あんしん	西之表市西之表7723番地6	坂元 敦貴	平成25年5月6日	通所介護

鹿児島県告示第610号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
在宅介護支援センター白寿園	薩摩川内市中福良町字集2911番地1	社会福祉法人白寿会	薩摩川内市中福良町字集2911番地1	鎌田 実徳	平成25年5月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所えがお	霧島市横川町中ノ字岩元5091番地1	株式会社スマイルライフケア	霧島市溝辺町竹子603番地19	永吉るり子	平成25年5月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスゆ	指宿市西方447	株式会社今宮	指宿市東方1778	今奈良 孝	平成25年	介護予防

とりの里	- 1		番地		4 月 8 日	通所介護
デイサービスはまゆう	西之表市住吉3317番地	有限会社尽	西之表市住吉3317番地	若林 剛士	平成25年4月15日	介護予防通所介護
デイサービスなのはな	曾於市末吉町南之郷4354番地2	株式会社オアシス	曾於市末吉町南之郷4354番地2	重留 和美	平成25年4月24日	介護予防通所介護
デイサービス太陽の丘	鹿屋市今坂町12557-1	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405-47	郷原 建樹	平成25年5月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターリハシップあい隈之城	薩摩川内市山之口町4747番1	有限会社リハシップあい	出水市米ノ津町429番地	川本愛一郎	平成25年5月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターひわきの郷	薩摩川内市樋脇町塔之原2670番地1	株式会社心和	薩摩川内市樋脇町市比野2649番地2	牧之瀬たつ子	平成25年5月1日	介護予防通所介護
みつばちデイサービス	曾於市末吉町上町四丁目9番3	SHINカンパニー合同会社	曾於市末吉町上町四丁目9番3	谷口 伸隆	平成25年5月1日	介護予防通所介護
デイサービスあんしん	西之表市鴨女町50番地10	合同会社あんしん	西之表市西之表7723番地6	坂元 敦貴	平成25年5月6日	介護予防通所介護

大島支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年 5 月 17 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あしたば園	奄美市名瀬大字西仲勝314番地6	社会福祉法人三環舎	奄美市名瀬大字西仲勝314番地6	向井 扶美	平成25年4月1日	自立訓練（生活訓練）

公 告

平成25年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成25年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

(1) 試験の期日

平成25年 8 月 6 日 (火)

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）

鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町1番8号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学

農業用品目毒物劇物取扱者試験		3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
特定品目毒物劇物取扱者試験	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成25年6月10日（月）から同月21日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，平成25年6月21日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は，鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，90円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は，平成25年9月6日（金）午前10時から午後5時15分までの間，鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は，鹿児島県保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ），氏名及び生年月日の欄は，戸籍記載のとおり記入すること。

- (3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。
- (4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年5月17日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。
平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
加世田プロジェクト
南さつま市加世田川畑字新吉原502番 外45筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年12月6日
- 3 意見の概要
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻並びに駐車可能時間帯の変更による環境への影響
店舗の周辺には住宅があり、時間を変更することによって自動車騒音、機械・設備の稼働に伴って生ずる騒音等生活環境に支障が生ずることも考えられるので、法令を遵守するとともに、周辺の住民から苦情等があった場合は早急に改善措置を講じること。
 - (2) 交通安全への配慮
交通量の増加が予想されることから、当該店舗を利用する人だけでなく、付近を通行する車両、歩行者の安全が確保できるよう万全の措置を講じること。

平成25年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成25年度家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成25年5月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1日	平成25年8月29日（木） 午前9時から午後5時まで	鹿児島県市町村自治会館403号会議室（鹿児島市鴨池新町7番4号）
第2日	平成25年8月30日（金） 午前9時から午後5時まで	同上

- 2 講習内容
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項
- 3 受講資格
制限はない。
- 4 講習の特例措置
獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。
- 5 講習手数料
3,300円
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

平成25年 7 月 31 日（水）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3225）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 8 号

平成25年 4 月 19 日付け財第 9 号で、鹿児島県知事から平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	永井章義
同	柳 誠子

報告書中

第 4 総括意見

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>1 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管部局等においては、主要訓練マニュアルは県全体への影響が想定される重大な危機事象を対象としたものに絞り込むとともに、迅速・的確な初動体制や適切な応急対策等が実施できるよう事前対策等に重点的に取り組むこと。 ・ 危機管理局においては、所管部局等と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアル選定の洗い直しを検討するとともに、主要訓練マニュアルの対象とする危機事象については、特に万全の事前対策等を講じるよう努めること。 <p>2 実践的訓練の実施と危機管理マニュアルの見直し</p> <p>所管部局等においては、実際に危機事象が発生した場合を想定した実践的な訓練を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理体制の整備については、所管部局等が危機管理局と協議の上、危機事象の絞り込みを行い、重点的な訓練を実施するなど事前対策の充実・強化の取組を推進することとした。 ・ 「危機管理体制の充実・強化について」（危機管理局長通知）により、主要訓練と一般訓練の具体的な区分について取扱方針を定めるとともに、各部局等に対して周知徹底を図った。 ・ 危機管理訓練については、より実践的な訓練となるよう、評価及び検証の

行うことなどにより、本県の実態に即した課題・問題点等を具体的に把握した上で、必要な危機管理マニュアルの見直しを検討すること。

3 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化

- それぞれの危機事象に直接対応する所管部局等においては、危機管理体制の整備に対する取組を充実・強化すること。

こうした取組を円滑に推進するため、危機管理局と連携して、所管部局等における事前対策等を点検・指導する危機管理推進員（仮称）のような職の設置・指定等を検討すること。

- 危機管理の総括を行う危機管理局においては、日頃から所管部局等に対し危機管理体制の点検・整備等を働きかけることも必要と考えられるので、上記の点も含め所管部局等に対する指導のあり方等について検討すること。

4 複合的な危機事象への対応

危機管理局においては、蓋然性の高い複合的な危機事象を想定して、一定のシミュレーション等を実施し、特に以下の点などについて課題の洗い出しや整理を行い、必要であれば現行指針の見直しなどを検討すること。

- 関係部局等間の調整を含めた総括危機管理監及び危機管理局の役割・位置づけ
- 複数対策本部の整理・統合や指揮命令系統の在り方
- 広報等の内容の一元化を図るための具体的方策

実施の周知徹底を図ることとした。

そのために、標準的な訓練評価表及び訓練参加者へのアンケートや検討会の実施など評価及び検証の手法を示した。

特に主要訓練については、実施前の計画書、訓練後の評価表及び実績報告を危機管理局に提出させることを徹底させるなど、訓練の課題・問題点等を把握し、更に改善点を加えて、訓練の練度を向上させることとしている。

危機管理マニュアルについては、訓練の評価及び検証を踏まえ、必要に応じて見直しの推進を図るよう、各部局等に対して周知徹底を図った。

- 県における危機管理体制の整備については、毎年度開催する危機管理調整会議等において、各部局等が危機管理体制の整備に対する取組の充実・強化を図ることとしている。

また、こうした取組を円滑に推進するため、各部局等の長である危機管理委員が各部局等内の職員の意識高揚を図るとともに体制整備を推進し、危機管理局と連携して、各部局等における危機事象への事前対策や危機管理体制の点検・整備等を行うこととしている。

- 危機管理局の指導等については、危機管理調整会議等を通じて危機管理体制の点検・整備等の働き掛けや訓練実施の積極的な呼び掛けなどを行い、各部局等が訓練の検証、反省教訓を踏まえた上でマニュアル等を見直し、危機管理体制の充実・強化が図れるように引き続き助言等を行うこととしている。

- 危機事象個々の対応については危機事象を所管する部局等がそれぞれ担うことになるが、複合的な事象が発生した場合は、関係部局等間の連携、情報共有、その他調整が生じて全庁的な対応が求められることから、危機管理調整会議等を開催して対処方針を図ることとしている。

第 5 個別監査結果

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>1 主要訓練マニュアルの整備状況 (2) 個別マニュアル ア 県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル</p> <p>平成23年1月の出水地区における防疫措置の経験等を踏まえ、新たな県マニュアルの策定や訓練内容の充実、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に殺処分することとなる家きん等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が64%（23年3月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。 高病原性鳥インフルエンザの防疫作業従事者が安心して養鶏場での殺処分等の作業に従事するためには、万一の場合に備え、鳥インフルエンザの感染防止対策についても整備しておく必要がある。 「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応マニュアル」（健康増進課所管）には、新型インフルエンザを発症した場合に重症化を防ぐためのタミフル等の優先投与は規定されているが、プレパンデミック（大流行する前）時における感染防止のためのワクチンの優先接種は規定されていないので、防疫作業従事者が安心して作業に従事できるよう、保健福祉部と協議の上、ワクチンの優先接種についても検討すること。 出水地区は国内有数のツルの越冬地であるとともに、多数の野鳥が棲息し、また県内有数の家きん生産地帯である。ツル・野鳥・家きんが同一地域内に密集・共生する特殊な条件を有する地域であり、迅速・的確な防疫を実施するためには、これらを所管する環境省、文化庁、農林水産省や県、地元市町が平素から十分な情報の共有や対策の連携を図っておく必要がある。 このため、関係機関の連携体制の一層の強化や合同訓練等を通じた情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防法の改正により、平成24年4月から家畜飼養農家の全戸立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の中で、埋却地の確保についても指導を行っており、84%（平成24年7月現在）が埋却地を確保している状況である。 プレパンデミックワクチンの具体的な接種方針については、国において検討中であり、タミフルの予防投与など必要に応じた予防措置を講じることとしている。 平成23年8月に出水市において、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を想定して、関係機関との連絡調整・役割分担や防疫作業への習熟を図り、相互の連携強化のための実務型防疫演習を実施したところである。 また、国内外における疾病発生の最新情報等の周知のため、県ホームページやメールマガジンを活用して迅速で正確な情報提供に努めている。

化に向けた取組をさらに充実すること。

- ・ 昨年の家畜伝染病予防法の改正に伴い、ツル等野鳥に感染が認められた場合などには、家きん防疫サイドにおいて、家きんへの伝染防止のため消毒等の防疫措置を講ずることが可能となったが、措置の内容や手順、関係機関の役割分担等を早急に整理し、県マニュアルの見直しや訓練内容等に的確に反映させること。
- ・ ツルや野鳥類での感染の実態や家きん類への伝染のメカニズム等については未解明の部分も多いので、国や地元鹿児島大学とも十分連携して、これらの生態等の研究や科学的解明を急ぐとともに、その成果等を防疫対策に的確に反映させること。

イ 県口蹄疫防疫対策マニュアル

平成22年4月の実際の防疫措置等の経験等を踏まえ、新たに県マニュアルの策定や口蹄疫に限定した防疫演習の実施、資機材の整備等が図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 県マニュアルは、現在一般訓練マニュアルに区分されているが、口蹄疫の発生は本県の畜産業だけでなく、県全体の産業経済に重大な影響を与える危機事象と考えられるので、危機管理局と協議の上、主要訓練・一般訓練マニュアルの区分見直しについて検討すること。
- ・ 口蹄疫が発生した場合に殺処分することとなる牛・豚等の埋却地については、家畜伝染病予防法等において飼養農家に確保が義務づけられているが、飼養農家による確保が76%（平成22年12月現在）となっているので、飼養農家に対し可能な限り自己所有地等を確保するよう指導の徹底等を図ること。
- ・ 口蹄疫の県境を越えた伝染を防止するためには、関係県による広域的な情報の共有化等の取組が不可欠である。このため、現在進められている宮崎県、熊本県との連絡会議を充実し、さらに実効性のある広域的連携が図られるよう努めるこ

- ・ 平成24年4月に「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」を改定し、同年8月に改定後のマニュアルに基づき、日置市において防疫演習を実施したところである。

- ・ 国、大学及び県で実施する「鳥インフルエンザ危機管理情報共有システム構築事業」（文部科学省委託事業）に取り組み、鳥インフルエンザ対策のために共有すべき情報の抽出、検討を行う監視システムを構築予定である。

ツルの鳥インフルエンザ検査については、鹿児島大学で簡易検査が陽性となった場合、遺伝子検査を鹿児島中央家畜保健衛生所で行うことで連携して実施しているところである。

- ・ 口蹄疫の発生は県全体の産業経済に重大な影響を与えることから、主要訓練への区分見直しを検討しているところである。

- ・ 家畜伝染病予防法の改正により、平成24年4月から家畜飼養農家の全戸立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の中で、埋却地の確保についても指導を行っており、84%（平成24年7月現在）が埋却地を確保している状況である。

- ・ 平成24年2月に九州・沖縄・山口9県における家畜防疫対策連携に関する申合せを行うとともに、隣県の熊本、宮崎県については、南九州三県県境家畜防疫対策会議等を実施し、更なる連携の強化に努めているところである。

と。

また、その際には、県境の市町村間で締結されている防疫協定の内容等にも留意し、県レベルでの情報の共有化や、県が決定する防疫措置と広域市町村レベルの取組が相互に十分整合・連携できるように必要な調整等を行うこと。

- ・ 本県では、県境における防疫措置の一段の迅速化を図るため、24年度には県境地域の消毒ポイント用地を確保する計画が進められているが、関係県ともこうした情報の共有化等を十分図り、県境地域における迅速・的確で効率性の高い消毒体制の構築が図られるよう努めること。

ウ 県新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年4月の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、県行動計画等の見直しや資機材等の整備などが図られ、平時における危機管理体制については概ね適正に整備されていると認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 新型インフルエンザが長期化、急激に拡大した場合等に備え、県民からの相談体制や医療体制について、医師会、看護師協会等の関係機関と連携・強化し、万全の体制の構築に努めること。

- ・ 離島からの患者搬送体制についても、引き続き自衛隊など関係機関との連携・強化に努めること。

- ・ 宮崎・熊本との県境にある主要道路において、計8箇所の固定消毒ポイントを整備することとし、そのための用地の選定及び地権者との交渉、測量設計の発注等を地域振興局と協力しながら、順次実施しているところである。

- ・ 改定後の新型インフルエンザ対策行動計画において、県民からの相談に対しては、海外で患者が発生した際に、県庁、保健所、市町村にコールセンターを設置し対応することとしている。また、海外からの帰国者やその接触者に対する相談に対しては、県庁、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来に対応できる医療機関の紹介等を行うこととしている。

また、新型インフルエンザ患者発生時の医療体制については、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関等を確保することにより対応することとしている。

なお、医師会については新型インフルエンザ等対策特別措置法において、指定地方公共機関として新型インフルエンザ対策業務を実施する責務を有することから、感染症危機管理対策協議会等を通して、連携・強化を図ることとしている。

- ・ 離島からの患者搬送について、自衛隊は、新型インフルエンザ対策行動計画改定時において、感染症危機管理対策協議会の委員として共に協議し、連

- ・ 新型インフルエンザ発生時の混乱を防止し、県民の安心・安全を図るためには、マスコミの協力が不可欠であることから、今後とも、マスコミ関係者との意思疎通に努めること。

エ 新型インフルエンザ業務継続計画

新型インフルエンザ対策業務を円滑に実施し、県の業務への影響を最小限に抑えるため、業務継続計画を整備しており、危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

訓練・研修、県以外の関係機関との調整等は基本的には必要ないものであるが、危機事象が発生した場合に継続すべき「非常時優先業務」等についての職員への周知や円滑な処理に必要な知識・情報の共有化等に向けた具体的な取組が求められる。

「非常時優先業務」等については、常に円滑な処理ができる体制を確保しておく必要があるため、各部局等においては、人事異動など執務体制に変更があった場合は、速やかに「非常時優先業務」等の業務マニュアルや指揮命令等についての知識・情報の共有化等を図ること。また、危機管理局においては、各部局等の取組を指導・促進するための体制の整備について検討すること。

オ 道路災害・事故発生時対応マニュアル

県マニュアルに基づき、毎年度訓練を実施するとともに、資機材等の整備や関係機関との協力体制の構築等が図られており、

携を図ったところであるが、今後とも機会あるごとに新型インフルエンザに関する情報提供をすることとしている。

- ・ 現在、インフルエンザの集団発生時や腸管出血性大腸菌感染症等の発生時には、発生状況等をマスコミに発表しており、記者からの問合せに対しては、丁寧に内容を説明している。

また、平成24年3月の新型インフルエンザ対策行動計画の改定時においても、感染症危機管理対策協議会における取材を通して、マスコミへ新型インフルエンザに関する情報提供の内容等について説明したところである。

については、今後とも新型インフルエンザ発生時を含めて、マスコミに適時適切に感染症に関する情報を提供するとともに、平成25年度に予定している新型インフルエンザ対策行動計画の改定時には、取材等を通じて、マスコミへ協力等について説明したいと考えている。

- ・ 非常時優先業務等の見直しや、これに伴う指揮命令等の確認を行うよう、年度当初に各部局等に周知し、危機管理局においては全庁の状況を把握し、関係部局等と情報を共有することとしている。

また、各部局等の取組を指導・促進するための体制整備が図れるよう、関係部局等との協議や職場研修等を通して、必要な知識・情報の共有化、職員への周知等の促進を図ることとしている。

平時における危機管理体制の整備に努めていると認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 現在の県マニュアルは、道路災害・事故が発生した場合に現場で処理すべき通行規制等について、基本的な事項を箇条書きで記載しているのみで、具体的な対応策については、毎年度の訓練の際の通知で示しており、汎用性・実用性の面で課題が残るので、通知で示している内容を包括した汎用性等の高い県マニュアルとなるよう見直しを検討すること。

また、毎年度、現行の県マニュアルに基づき実施している災害時の通行規制などの訓練については、道路維持関係者に限定した情報伝達訓練が主となっているので、消防、警察等関係者と一体となった実践的な訓練の実施についても検討すること。

- ・ 県地域防災計画においては、大規模な道路災害が発生した場合、道路管理者は、人命救助・救急活動や事故災害復旧対策本部等の設置等必要な措置を講じることが定められているが、現在の県マニュアルにはこれらに関する内容が定められていない。

これは、人命救助・救急活動等については、実際の現場では消防、警察等関係機関が先着して対応に当たる例が殆んどのため、現在の県マニュアルに規定がないものと考えるが、長大なトンネル内での玉突き事故等特殊災害への対応の場合には、消防の遅延等により、道路管理者に対応が求められる場合もあり得るので、関係機関と協議の上、現在の県マニュアルに、道路管理者の役割として人命救助・救急活動等に必要な対応措置を盛り込むことも検討すること。

2 危機管理体制整備に向けた取組

(1) 危機管理局の取組

毎年度4月に危機管理調整会議を開催し、所管部局等に対し危機管理マニュアルの策定や訓練の実施を働きかけるなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、対策のさらなる向上を図る観点から、以下について改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 危機事象の絞り込みによる重点的な危機管理体制の整備について
- ・ 実践的訓練の実施と危機管理マニユア

- ・ 具体的な対応策を包括した県マニュアルの修正を検討しているところである。

また、これまでも、消防、警察等関係機関と一体となってトンネル内での事故を想定した訓練を実施しており、引き続き、訓練を実施することとしている。

- ・ 大規模なトンネル火災事故等における人命救助・救急活動については、トンネル内での事故を想定した訓練実施要領等の中で、関係機関と連携した対応措置について定めている。

大規模なトンネル火災事故災害などの道路災害における人命救助・救急活動等は、二次災害等の危険もあり、専門の知識や訓練等が必要であることから、消防、警察と協議の上、検討を行っていくこととしている。

※ 措置の内容については、「第4 総括意見」に掲載

ルの見直し

- ・ 危機管理局主導による全庁的な危機管理体制の充実・強化
- ・ 複合的な危機事象への対応
(詳細については、「第4総括意見」とおり)

(2) 所管部局等の取組

各部局等においては、部局内各課等の訓練の実施状況を把握するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

各部局等においては、今後、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備など事前対策の取組を充実・強化するとともに、例えば危機管理局と連携して、部局内各課等に対して積極的に助言・指導していく危機管理推進員（仮称）の設置・指定など、部局内の体制整備を検討すること。

(3) 地域振興局・支庁の取組

地域振興局・支庁においては、各部が本庁と連携して訓練・研修を実施するなど危機管理体制の整備に取り組んでいることが認められたが、以下のとおり改善又は検討が望まれる事項が認められた。

- ・ 地域振興局・支庁は、実際の危機管理対策を担う部署であることから、対応すべき危機事象、危機管理マニュアルを的確に把握し、危機管理マニュアルに基づく訓練・研修の実施、資機材等の整備、住民への普及啓発などの事前対策を充実・強化していくことが必要であるので、地域振興局・支庁が一体となって、危機管理体制の整備に取り組む仕組みづくりについて検討すること。

また、危機管理局及び所管部局等と協議の上、危機管理指針や危機管理マニュアルにおける地域振興局・支庁長の役割・位置づけ等が明確になるよう検討すること。

- ・ 平成24年度当初に開催した部内会議において環境林務部長から各課長に対し、「所管する危機管理マニュアルの職員・関係出先機関等への周知の徹底、職員の意識高揚、マニュアルの必要な見直しを早急に行うとともに、マニュアルに基づく研修や訓練の実施状況を確認する」よう指示した上で、同趣旨を内容とする部長通知を発出し、事前対策の取組の充実・強化を図るとともに、各マニュアルに基づく訓練を実施したところである。

また、環境林務部における危機管理体制については、部内各課の緊急連絡網を集約し、危機管理事象に対して、万全の体制がとれるよう整備したところである。

- ・ 鹿児島地域振興局では平成24年度は、自衛消防訓練、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫発生時の初動防疫作業従事者等に対する研修会等を実施したところであり、今後も危機事象の洗い出し、危機事象への対応の検討、危機管理マニュアルの整備及び訓練の企画・実施、連絡体制の整備に努めることとしている。

危機管理指針では、出先機関の長を各出先機関危機管理責任者とし、各出先機関の危機管理事務を総括するものとされており、危機事象が発生した場合には、危機管理局及び地域振興局・支庁で情報共有を密にしながら連携し

た対応を図っているところであり、地域振興局・支庁長の役割等については各危機事象に応じた柔軟な対応を図ることとしているところである。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成25年 8 月 19 日（月）から同月23日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成25年 8 月 22 日（木）及び同月23日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、最近5年間に1の警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 5 受講定員
講習の種別ごとに5人（原則として、受付先着順とする。）
- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成25年 6 月 18 日（火）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通
- ウ 履歴書 1通
- エ 追加取得講習受講者にあつては，4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

(5) 講習手数料

講習手数料は，講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。

なお，受講申込書を受理した後は，講習手数料は返還しない。

- ア 新規取得講習
34,000円
- イ 追加取得講習
10,000円

7 その他

- (1) 本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して，4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

8 問合せ先

本講習に関する問合せは，鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。

収 用 委 員 会 告 示**鹿児島県収用委員会告示第6号**

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により，次のとおり公示による通知を行う。

平成25年 5 月 17 日

鹿児島県収用委員会

1 送達すべき書類の名称

平成25年 5 月 9 日付け鹿収第18号の「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道，普通河川及び農業用道路付替工事」の収用案件に係る審理の開始通知

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明
氏名 幾野政夫

3 送達すべき書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており，2に掲げる者にいつでも交付する。

なお，1に掲げる書類を受領しないときは，平成25年 6 月 7 日をもって通知があったものとみなされる。